中央区防災会議条例及び中央区国民保護協議会条例の委員数の見直しについて

☞ **中央区防災会議条例及び中央区国民保護協議会条例で定める委員数について、令和７年４月の本区の組織改正に伴い委員の追加を行う必要が生じたことから条例の一部改正を行う。**

1 内容

各条例で定める委員の数を以下のとおり改正する。

	現行	改正後
中央区防災会議条例	６０人以内	７０人以内
中央区国民保護協議会条例	６０人以内	７０人以内

2 改正を要する条例

1 中央区防災会議条例（昭和３８年３月中央区条例第１３号）

2 中央区国民保護協議会条例（平成１８年３月中央区条例第１１号）

3 施行予定日

公布の日